

## スポーツ振興くじ（第1343回）の試合の指定の公示

### 独立行政法人日本スポーツ振興センター公示 投第459号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり試合を指定しましたので、同条第2項の規定に基づき、公示します。

2022年12月21日

独立行政法人日本スポーツ振興センター  
理事長 芦立 訓

- |  |
|--|
| <p><b>1 スポーツ振興投票の名称</b><br/>別紙のとおり</p> <p><b>2 スポーツ振興投票券の発売期間</b><br/>別紙のとおり</p> <p><b>3 業務を委託する金融機関の名称及び所在地</b><br/>(1) 楽天銀行株式会社（ただし、インターネット販売に限る。）<br/>東京都港区港南2丁目16番5号<br/>(2) PayPay銀行株式会社（ただし、インターネット販売に限る。）<br/>東京都新宿区西新宿2丁目1番1号<br/>(3) 株式会社三井住友銀行（ただし、インターネット販売に限る。）<br/>東京都千代田区丸の内1丁目1番2号<br/>(4) 住信SBIネット銀行株式会社（ただし、インターネット販売に限る。）<br/>東京都港区六本木1丁目6番1号<br/>(5) auじぶん銀行株式会社（ただし、インターネット販売に限る。）<br/>東京都中央区日本橋1丁目19番1号</p> <p><b>4 試合に係る合致割合の種類</b><br/>別紙のとおり</p> <p><b>5 特定指定試合を実施する期日又は期間</b><br/>別紙のとおり</p> <p><b>6 投票の種類</b><br/>別紙のとおり</p> <p><b>7 特定指定試合で対戦するサッカーチーム名</b><br/>別紙のとおり</p> <p><b>8 試合に係る合致割合の算式において本センターが定める率</b><br/>別紙のとおり</p> <p><b>9 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額</b><br/>別紙のとおり</p> <p><b>10 その他</b><br/>発売及び払戻しは全国</p> |
|--|

- ・ **スポーツ振興投票の名称**  
第1343回スポーツ振興くじ
- ・ **スポーツ振興投票券の発売期間**  
2022年12月29日（木）～2023年1月1日（日）
- ・ **特定指定試合を実施する期日又は期間**  
2023年1月1日（日）、同年1月2日（月）及び同年1月3日（火）
- ・ **特定指定試合で対戦するサッカーチーム名**
  - (1) MEGA BIG（メガビッグ）  
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.12のサッカーチーム
  - (2) BIG（ビッグ）  
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.14のサッカーチーム
  - (3) 100円BIG（ヒャクエンビッグ）  
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.14のサッカーチーム
  - (4) BIG1000（ビッグセン）  
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.11のサッカーチーム
  - (5) mini BIG（ミニビッグ）  
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.9のサッカーチーム
  - (6) toto GOAL3（トトゴールスリー）  
以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.3のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
1月1日	No.1	トテナム・ホットスパー（トテナム）	アストン・ヴィラ（アストン）
1月2日	No.2	ノッティンガム・フォレスト（ノッティン）	チェルシー（チェルシー）
1月3日	No.3	ブレントフォード（ブレント）	リヴァプール（リヴァプ°）
1月1日	No.4	ブラックバーン・ローヴァーズ（ブラバ°ン）	カーディフ・シティ（カーディフ）
1月2日	No.5	ハダーズフィールド・タウン（ハダーズ°）	ルートン・タウン（ルトン）
1月3日	No.6	ノーウィッチ・シティ（ノーウィッチ）	ワトフォード（ワトフォ°）
1月3日	No.7	ストーク・シティ（ストーク）	プレストン・ノースエンド（プレストン）
1月3日	No.8	スウォンジー・シティ（スウォンジ°）	バーンリーFC（バーンリー）
1月3日	No.9	クイーンズ・パーク・レンジャーズ（クイーンズ°）	シェフィールド・ユナイテッド（シェフィールド）
1月2日	No.10	ミルウォール（ミルウォール）	ロザーハム・ユナイテッド（ロザーハム）
1月3日	No.11	ウェストブロムウィッチアルビオン（ウェブ°ロ）	レディング（レディ°ンク°）
1月2日	No.12	ブラックプール（ブラプ°ル）	サンダーランド（サンダー°）
1月2日	No.13	コヴェントリー・シティ（コヴェ°ント）	ブリストル・シティ（ブリストル）
1月3日	No.14	バーミンガム・シティ（バー°ミン）	ミドルスブラ（ミドル°ス）

## 各回共通

### ・ 試合に係る合致割合の種類

開催された特定指定試合に対するそれぞれの投票とその特定指定試合の結果が合致した数を開催試合結果等数で除した割合のうち、次のものを試合に係る合致割合とする。

#### (1) MEGA BIG (メガビッグ)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果等数 (12) から1を減じた数を開催試合結果等数で除した割合
- 3等 開催試合結果等数 (12) から2を減じた数を開催試合結果等数で除した割合
- 4等 開催試合結果等数 (12) から3を減じた数を開催試合結果等数で除した割合
- 5等 開催試合結果等数 (12) から4を減じた数を開催試合結果等数で除した割合
- 6等 開催試合結果等数 (12) から5を減じた数を開催試合結果等数で除した割合

#### (2) BIG (ビッグ)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果等数 (14) から1を減じた数を開催試合結果等数で除した割合
- 3等 開催試合結果等数 (14) から2を減じた数を開催試合結果等数で除した割合
- 4等 開催試合結果等数 (14) から3を減じた数を開催試合結果等数で除した割合
- 5等 開催試合結果等数 (14) から4を減じた数を開催試合結果等数で除した割合
- 6等 開催試合結果等数 (14) から5を減じた数を開催試合結果等数で除した割合

#### (3) 100円BIG (ヒャクエンビッグ)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果等数 (14) から1を減じた数を開催試合結果等数で除した割合
- 3等 開催試合結果等数 (14) から2を減じた数を開催試合結果等数で除した割合
- 4等 開催試合結果等数 (14) から3を減じた数を開催試合結果等数で除した割合
- 5等 開催試合結果等数 (14) から4を減じた数を開催試合結果等数で除した割合

#### (4) BIG1000 (ビッグセン)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果等数 (11) から1を減じた数を開催試合結果等数で除した割合
- 3等 開催試合結果等数 (11) から2を減じた数を開催試合結果等数で除した割合
- 4等 開催試合結果等数 (11) から3を減じた数を開催試合結果等数で除した割合

#### (5) mini BIG (ミニビッグ)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果等数 (9) から1を減じた数を開催試合結果等数で除した割合
- 3等 開催試合結果等数 (9) から2を減じた数を開催試合結果等数で除した割合

#### (6) totoGOAL3 (トトゴールスリー)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果等数 (6) から1を減じた数を開催試合結果等数で除した割合

・ 投票の種類

- (1) MEGA BIG (メガビッグ)  
1試合ごとに90分間でのホームチームとアウェイチームの合計得点  
「1点以下」「2点」「3点」「4点以上」の4種類  
開催試合結果等数は12 (対象となる特定指定試合数は12)
- (2) BIG (ビッグ)  
1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他(引き分け又は延長)」の3種類  
開催試合結果等数は14 (対象となる特定指定試合数は14)
- (3) 100円BIG (ヒャクエンビッグ)  
1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他(引き分け又は延長)」の3種類  
開催試合結果等数は14 (対象となる特定指定試合数は14)
- (4) BIG1000 (ビッグセン)  
1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他(引き分け又は延長)」の3種類  
開催試合結果等数は11 (対象となる特定指定試合数は11)
- (5) mini BIG (ミニビッグ)  
1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他(引き分け又は延長)」の3種類  
開催試合結果等数は9 (対象となる特定指定試合数は9)
- (6) totoGOAL3 (トトゴールスリー)  
1試合ごとに90分間でのホームチーム及びアウェイチームそれぞれの得点  
「0点」「1点」「2点」「3点以上」の4種類  
開催試合結果等数は6 (対象となる特定指定試合数は3)

・ 試合に係る合致割合の算式において本センターが定める率

(1) M E G A B I G (メガビッグ)

1等	10分の7
2等	50分の7
3等	50分の1
4等	100分の3
5等	20分の1
6等	50分の3

(2) B I G (ビッグ)

1等	5分の4
2等	100分の7
3等	50分の1
4等	100分の3
5等	100分の3
6等	20分の1

(3) 100円B I G (ヒャクエンビッグ)

1等	25分の19
2等	10分の1
3等	25分の1
4等	25分の1
5等	50分の3

(4) B I G 1000 (ビッグセン)

1等	5分の3
2等	20分の3
3等	20分の3
4等	10分の1

(5) m i n i B I G (ミニビッグ)

1等	2分の1
2等	5分の1
3等	10分の3

(6) t o t o G O A L 3 (トトゴールスリー)

1等	5分の3
2等	5分の2

- ・ 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額
  - (1) MEGA BIG (メガビッグ)  
一口300円に対し、7億20円 (加算金のあるときにあつては、12億円)
  - (2) BIG (ビッグ)  
一口300円に対し、3億円 (加算金のあるときにあつては、6億円)
  - (3) 100円BIG (ヒャクエンビッグ)  
一口100円に対し、1億円 (加算金のあるときにあつては、2億円)
  - (4) BIG1000 (ビッグセン)  
一口200円に対し、2億円 (加算金のあるときにあつては、4億円)
  - (5) mini BIG (ミニビッグ)  
一口200円に対し、2億円 (加算金のあるときにあつては、4億円)
  - (6) totoGOAL3 (トトゴールスリー)  
一口100円に対し、1億円 (加算金のあるときにあつては、2億円)